

平成28年第1回定例会

伊南行政組合議会会議録

伊 南 行 政 組 合 議 会

平成28年第1回伊南行政組合議会定例会議事日程

平成28年2月19日

午前11時00分 開 会

組合長あいさつ

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案の上程及び提案説明

議案第1号 伊南行政組合行政不服審査会条例

議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第3号 伊南行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例

議案第4号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 伊南行政組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 平成27年度伊南行政組合一般会計補正予算（第3号）

議案第7号 平成27年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第2号）

議案第8号 平成28年度伊南行政組合一般会計予算

議案第9号 平成28年度伊南行政組合病院事業会計予算

第4 議案に対する質疑及び委員会付託

第5 一般質問

(委員会審査)

第6 委員長報告、質疑、討論及び採決

出席議員（17名）

1番	菅沼孝夫	2番	加治木 今
3番	中坪宏明	4番	三原一高
5番	坂井昌平	6番	岩崎康男
7番	坂本裕彦	8番	松下寿雄
9番	竹沢秀幸	10番	久保島 巖
11番	中村明美	12番	村田 豊
13番	高橋昭夫	14番	柳生 仁
15番	田中一男	16番	清水正康
17番	城倉栄治		

説明のために出席した者

組 合 長	杉 本 幸 治	副 組 合 長	下 平 洋 一
副 組 合 長	曾 我 逸 郎	副 組 合 長	小 田 切 康 彦
助 役	堀 内 秀	事 務 局 長	下 島 清 志
会 計 管 理 者	馬 場 昭 一	病 院 事 業 管 理 者 職 務 代 理 者	村 岡 紳 介
病 院 事 務 長 兼 経 営 企 画 室 長	新 村 義 弘	病 院 総 務 課 長	市 瀬 憲 治

事務局職員出席者

事務局次長 唐 澤 彰

本日の会議に付議された事件

議事日程記載のとおり

午後2時00分 開会

○次 長（唐澤 彰君） 御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼）御着席ください。（一同着席）

○議 長（松下 寿雄君） 立春を過ぎたとはいえ、まだまだ朝晩の気温は低く、春遠からじのきょうこのごろではありますが、きょうは、ちょうど二十四節気の季節で言うと雨水でございます。雪から雨に変わり、氷が解けて水になり始める節目ということで、日差しにも少しずつ春の気配を感じられるようになり、三寒四温を繰り返しながら待ち遠しい春に向かっていく時期を迎えております。

これより、平成28年1月19日付、告示第1号をもって招集された平成28年第1回伊南行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議員定数17名、ただいまの出席議員数17名、定足数に達しております。

日程は、お手元に配付のとおりです。

日程に従い会議を進行いたします。

ここで、このたび駒ヶ根市長選挙により伊南行政組合の組合長の選挙会が1月28日に行われました。その結果について報告をいただきます。

○副組合長（曾我 逸郎君） それでは、副組合長を代表して伊南行政組合長選挙の結果を御報告申し上げます。

伊南行政組合長 杉本幸治氏の任期が去る1月28日で満了となりました。

伊南行政組合同規約では、第10条第1項におきまして「組合長は組織市町村の長のうちから組織市町村の長がこれを選挙する。」と定められており、同条第2項には「組合長が欠けたときは速やかにこれを選挙しなければならない。」と規定されております。これに従いまして、去る1月28日、午前9時30分より駒ヶ根市役所におきまして組合長選挙会を開催し、全員一致で伊南行政組合長に引き続き駒ヶ根市市長 杉本幸治氏を選出いたしましたので、ここに御報告申し上げます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議 長（松下 寿雄君） ここで組合長に再選されました杉本組合長よりあいさつをお願いいたします。

○組 合 長（杉本 幸治君） おはようございます。（一同「おはようございます」）

平成28年1月19日付、告示第1号をもって平成28年第1回伊南行政組合議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位におかれましては、市町村議会を控え何かとお忙しい折にもかかわらず御出席を賜りまして、心から感謝を申し上げます。

冒頭、私ごとで恐縮ではございますが、過日、1月24日に執行されました駒ヶ根市市長選挙におきまして再選をいただき、駒ヶ根市長として3期目を務めさせていただくことになりました。

また、ただいま御紹介賜りましたように、1月28日の伊南4市町村長により伊南行政組合長選挙におきまして組合長に選出をしていただき、再び伊南行政組合長の重責を担うことになりました。

少子高齢化が進み、人口減少時代に入った我が国において、とりわけ地方の自治体の置かれている状況は、

さまざまな面で楽観を許さない状況にあります。まさに地方創生に向けて地域の力を合わせていくことが求められております。当伊南地域におきましても、より連携を深め、地域の発展と住民の皆様の負託にお応えできるよう、組合長として全力を尽くしてまいり所存でございますので、議員各位のさらなる御指導、御鞭撻をお願いを申し上げます。よろしくお願いたします。

さて、ことしの冬は暖冬と言われ、早々に梅の花が咲いたりフキノトウが膨らんできたりと春を思わせるような気温の上昇をする日もあれば、一転をして急激に寒さが強まったりと寒暖の差が大きく、風邪を引かれるなど体調を崩す方も増えているように思えます。

自然災害等に関しましては、幸い、これまでのところ大雪などの心配もなく経過をしてきておりますが、逆に雪が少ないことにより水不足等にならなければと思うところでございます。

既に2月も後半となっており、本日は二十四節気の一つ雨水ということでございまして、寒さも次第にやわらぎ、風薫る春の季節も、もうすぐであります。

さて、年度末が近づいてまいりましたが、新年度の予算編成や事業計画においては、地方交付税の減少などが見込まれる一方で、民生費などが増加をし、市町村の財政はますます厳しくなっております。

地域経済の状況を見ましても、まだまだ好景気の好循環には遠い状況にあり、年明け以降の世界経済の動向により原油価格の低迷や中国経済の減速などの影響を受けて円高、株安が進んでおり、グローバルな経済環境下の中で、今後の日本経済も不透明な状況にあり、明るい見通しが立たないのは、まことに残念であります。

しかし、今後の国の経済政策に注視しつつも、私たちは苦しい財政状況を乗り切らなければなりません。効率的な事業運営を進めながら地方創生の取り組みを一步でも進めてまいりたいと思います。

さて、今議会に提案を申し上げます案件につきましては、条例案件5件、補正予算2件、新年度予算2件の計9件でございます。

条例案件につきましては、行政不服審査法の改正を受けての条例制定及び関係条例の改正が2案件、地方公務員法の改正を受けて関係条例の改正が1案件、地方公務員災害補償法施行令の改正に伴う条例改正が1案件など法改正に伴う条例改正が4件であります。もう1案件は、国家公務員の給与改定に準じて一般職の職員の給与条例の改正を行うものです。

補正予算につきましては、一般会計では、職員給与の改定と人事構成の異動に伴う人件費の積算により予算の減額を提案をさせていただきます。

また、病院事業会計では、外来患者数の増加に伴う医業収益の増加と、それに伴います材料費等の増加、職員給与の改定に伴う給与費の増額などにより予算の補正をお願いするものでございます。

続いて平成28年度当初予算でございますが、一般会計における当初予算の規模は総額で11億8,856万5,000円となり、前年度の当初予算対比では9,530万3,000円の減少となりました。

主要な事業の内容について申し上げますと、火葬場につきましては、歳入面では、下伊那北部地区に火葬場が整備をされたことにより管外利用が減少しておりますので使用料も減少を見込みました。

歳出では、設備の修繕料の増加や備品購入費等が増加となりますが、施設建設時の起債償還にかかわります負担が終了をし、減少となること等によりまして、ほぼ前年度並みの予算となります。

衛生センター事業につきましては、し尿等の投入量が徐々に減少をしてきていることから、使用料収入は若

千の減少を見込みました。

歳出面では、前年度は設備機器の工場へ持ち込んでのメンテナンス等で修繕費が増えましたが、本年度はそうした修繕の予定がないため、前年比で 455 万円余の減少となります。

不燃物処理事業につきましては、大田切不燃物処理場の処理量に大きな変化はない見込みですが、歳入面では、鉄等の資源物の売却収入が減少をし、前年度より 120 万円減の 145 万円の計上としております。

歳出面では、前年度に計上いたしました計量設備の点検整備や埋め立てが完了をしている最終処分場の環境調査費用などが本年度は発生しないことから、前年比で 167 万円余の減少となります。

病院費につきましては、新年度予算額は 8 億 4,233 万円余となり、前年度対比で 5,860 万円余の減少となります。これは、繰出基準によります病院事業会計繰出金が会計基準の変更に伴い減少するとともに、上伊那地域医療再生事業の起債元利償還金の一部に充てる繰出金も若干減少することによるものです。

なお、基準外繰出金につきましては、1 億円の追加繰出は本年度までとしておりますが、繰出基準の運用がなくなった費目についての激変緩和措置として約 3,700 万円を基準外繰出として予定しております。

次に病院事業会計予算でございますが、平成 28 年度予算の規模は、事業収益を前年度対比 3.3%増の 63 億 626 万円余と見込み、事業費用も 3.3%増の 62 億 9,815 万円余を見込みました。これにより当期純利益は 810 万円余を見込んでおります。

なお、28 年度予算におきましても、平成 26 年度地方公営企業会計制度の改正による退職給与引当金 2 億 7,900 万円を引き当て、26 年度から 30 年度までの 5 年間で必要額の 16 億円を引き当てる予定でございます。

病院事業の運営につきましては、第 2 次経営計画を指針とし、今後も医師の招聘に最善を尽くすとともに、急性期医療を基盤に地域に必要な医療の充実を図るよう、引き続き経費削減に努め、経営基盤の安定に向けて努力をまいります。

今議会に提案を申し上げますこれらの議案につきましては、何とぞ、慎重なる御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げ、第 1 回定例会招集に当たりましてのあいさついたします。

どうぞよろしく願いをいたします。

○議 長（松下 寿雄君） 日程第 1 会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員は、会議規則第 78 条の規定により 7 番 坂本裕彦議員、9 番 竹沢秀幸議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会は、あらかじめ本日の議会運営委員会において本日 1 日と決定されております。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日 1 日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日 1 日と決定いたしました。

日程第 3 議案の上程及び提案説明を行います。

議案第 1 号 伊南行政組合行政不服審査会条例

議案第 2 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第 3 号 伊南行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例

議案第 4 号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 5 号 伊南行政組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する
条例

議案第 6 号 平成 27 年度伊南行政組合一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 7 号 平成 27 年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第 2 号）

以上 7 議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（下島 清志君） それでは、議案第 1 号 伊南行政組合行政不服審査会条例について提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、平成 26 年 6 月に公布されました行政不服審査法を全部改正する法律及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が本年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

それでは、大変恐縮ですが、別にお配りをしてあります補足資料の「議案第 1 号・2 号参考資料」という 1 枚のものをごらんいただきたいと思います。

行政不服審査法というのは昭和 37 年に制定をされまして、行政庁の違法または不当な処分、その他公権力の行使に当たる行為に関しまして、国民が迅速かつ公正な手続のもとで行政庁に対する不服申し立てをすることができる制度を定めることによりまして、国民の権利、利益の救済を図るとともに行政の適正な運営を確保することを目的として定められたものでございます。

今回の法改正は 50 年ぶりの本格的な改正が行われたもので、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実、拡大の観点から抜本的な見直しにより全面改正が行われたものでございます。

この法改正において公正性の向上を図るための改正としまして、審理員による審理手続の導入とともに、有識者からなる第三者機関としての行政不服審査会を創設をし、この審査会への諮問手続を導入することによりまして審査会が審査庁の判断の妥当性をチェックする仕組みとなります。

なお、地方公共団体におきましては、執行機関の附属機関としてこの審査会を置くことが義務づけられましたが、不服申し立ての状況や常設をすることが不適當または困難なときは、条例で事件ごとに置くことができるとされております。

なお、この資料は総務省が示す法改正の概要を使わせていただいておりますので、中段の図に示されましたそれぞれの例示につきましては、国の機関が書いてございますが、当組合に当てはめた場合には、処分庁とは処分を行った部または課などを指し、審査庁とは組合長を指し、審理員は処分に関与しない部または課の職員を指すものとお考えをいただければと思います。

また、今回の改正では、不服申し立ての手続を審査請求に一元化されたこと、それから、審査請求をすることができる期間を、これまでの 60 日から 3 ヶ月に延長するというような改正がされております。

それでは議案書にお戻りをいただきまして、議案書 1 - 2 ページをお開きいただきたいと思います。

行政不服審査法の全面改正を受けまして第三者機関としての行政不服審査会を設置するための条例を定めるものでございます。

伊南行政組合行政不服審査会条例の内容でございますが、第1条は条例の趣旨としまして行政不服審査会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとし、第2条では法に基づく審査請求がされたときにこの審査会を設置し、第2項で当該審査請求に係る調査、審議が終了したときに廃止されることを規定し、事件ごとに設置をするものいたします。第3条では審査会は5人以内の委員をもって組織するものとし、第4条で委員の選任、委嘱につきまして規定して、審査会の権限に属する事項に関して公正な判断をすることができ、かつ法令または行政に関しましてすぐれた識見を有する人を選任し、組合長が委嘱することと規定をし、そして、第2項におきまして委員に心身の故障や職務上の義務違反などがあった場合には委嘱を解くことができる旨を規定をいたします。また、第3項では委員の守秘義務について規定し、第4項では、公平な審査を確保するため、法の規定に準じまして在任中の政治運動等を制限する規定を設けるものでございます。第5条は審査会の会長を互選すること等を規定し、第6条で会議の招集や会議成立要件などを規定をしております。そして、第7条は審議会の調査、審議の手続に関して法及び条例に定めのない事項について必要により審査会に諮って定めることを規定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は法が施行される平成28年4月1日から施行するものでございます。

議案第1号 伊南行政組合行政不服審査会条例についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について提案説明を申し上げます。

議案書2-1ページをお開きください。

提案理由でございますが、行政不服審査法の施行に伴い同法の規定を引用しております関係条例について規定の整備等を行うものでございます。

2-1ページをお願いいたします。

この条例によりまして整備をする条例は5つでございます。

今回の法改正により不服申し立ての種類を原則として審査請求に一本化されましたので、このため各条例に規定している「不服申し立て」の表記を「審査請求」に改めるものでございます。

まず第1条の情報公開条例の一部改正でございます。

目次中の表記、第3章の表記を初め、条項中の「不服申し立て」の表記を「審査請求」に改めることといたします。

それから、情報公開・個人情報保護審査会への諮問を規定しました第13条の中で、情報開示請求に対する処分のほかに、今回、「又は開示請求に係る不作為」というのを新たに加え、また、審査請求による審議の結果については「決定」というのを「裁決」に改めるものでございます。

そして、第2項として情報公開に係る審査請求については行政不服審査法の審理員の指名の規定は適用しないことを加えるものでございます。

それから、情報公開・個人情報保護審査会の設置等を規定しました第14条に、先ほどの行政不服審査会条例の中で規定をした事項に合わせ、第5項として委員に心身の故障や職務上の義務違反等があった場合には委嘱を解くことができるとする規定を加えるものでございます。

次に第2条でございますが、個人情報保護条例の一部改正を行うものでございます。

この改正も前条の情報公開条例の一部改正と同様に目次中の表記、第4章の表記を初め、条項中の「不服申立て」の表記を「審査請求」に改めるものでございます。

そして、情報公開・個人情報保護審査会への諮問を規定しました第23条の中で開示請求、訂正請求、もしくは利用停止請求に対する処分のほかに「又は開示請求、訂正請求、若しくは利用停止請求に係る不作為」を新たに加え、また、審査請求による審議の結果は「決定」を「採決」に改めるものでございます。

そして、第2項として開示請求、訂正請求、もしくは利用停止請求に係る審査請求については行政不服審査法の審理員の指名の規定は適用しないことを加えるものでございます。

次の第3条の改正は人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正を行うもので、この中で公平委員会の報告事項を定めた第5条第2号の規定の中で「不服申立て」を「審査請求」に改めるものでございます。

次の第4条、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正は、期末手当の支給の一時差しとめについて規定をした第18条の3第4項で引用をします法律名、法律番号、条項番号を改正法に改めるもの。

そして、第5条の職員退職手当支給条例の一部改正につきましても、退職手当の支給差しとめを規定をいたしました第13条の第4項の規定について引用する法律名、法律番号、条項番号を改正法に改めるものでございます。

附則としまして、この条例の施行は平成28年4月1日とし、経過措置としまして、第2項で情報公開条例、第3項で個人情報保護条例について、この条例の施行日前にされた不服申し立てについては改正前の条例によることとするものでございます。

議案第2号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第3号 伊南行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

議案書3-1ページをお開きください。

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、主には人事評価制度の導入と運用等に伴って関係する条例を整備するものでございます。

それでは、大変恐縮ですが、別にお配りしてあります補足資料の「議案第3号参考資料」というのをごらんいただきたいと思っております。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の概要でございます。

国家公務員に準じまして人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ること、それから、再就職者による現職の職員への依頼等の規制の導入などによりまして退職者管理を行うための措置を講ずる改正でございます。

1点目の能力及び実績に基づく人事管理の徹底につきましては、1つとして、能力本位の任用制度の確立を図るものとし、任用の定義を明確化し、職員の任用は人事評価等による能力の実証に基づき行うこととする、2つとして、人事評価制度の導入として人事評価の結果を任用、給与、分限等の人事管理の基礎とすること、3つ目として、分限事由の明確化とし、人事評価または勤務の状況により勤務実績がよくない場合について明確化をすること、4点目として、職務給原則を徹底するため、これまで規則で定めていました等級別基準職務表を給与条例のほうに定めることを改正されたものでございます。

それから、法律の改正のほうでは2点目に退職管理の適正の確保につきまして載っております。この中でも4点、営利企業等に再就職した元職員が現職の職員へ働きかけをすることを禁止すること、それから、国家公務員の退職管理に準じて退職管理の適性を確保する措置を講ずること、条例により再就職した元職員に再就職情報の届け出をさせること、4点目として元職員からの働きかけの規制違反の監視体制の整備と不正な行為をするよう働きかけた元職員へ罰則を設けることなどについて改正がされたものでございます。

以上のような地方公務員法の改正によりまして関係条例の改正を行うものでございます。

なお、法改正の2点目にあります退職管理に関しましては、新たに退職管理条例を定める必要がございますが、現在、条例案を検討中でありまして、今議会には提案をすることができませんが、今後の議会において提案を申し上げる予定でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案書3-2ページをお願いいたします。

この条例により整備する条例は4つでございます。

まず、第1条の伊南行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。

任命権者が報告しなければならない事項を規定している第3条につきまして、地方公務員法の改正に伴い、第8号として退職管理の状況及び第2号として職員の人事評価の状況を加える改正を行うものでありますが、また、これに合わせまして、これまでその他組合長が必要と認める事項の中で実務的には報告事項としておりました第7号として職員のサービスの状況、第9号として職員の研修の状況、第10号の職員の福祉及び利益の保護の状況、そして、第5号の職員の休業に関する状況の各号を加えるものでございます。

次に、第2条の伊南行政組合職員の分限に関する条例の一部改正でございます。

第1条の「休職の理由」を法律の表記に合わせまして「休職の事由」に改め、そして、人事評価制度の導入に伴いまして「降給」を加え、第2条及び第3条の字句の整理を行い、第3条第1項に「職員を降任し、もしくは免職し、又は降給する場合は、人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実を証する書類等により公正に行わなければならない。」とする規定を加えるものでございます。

また、新たに降給の種類、降格の事由、降号の事由、受診命令に従う義務に関しまして4条を加えるものでございます。

次に、第3条の伊南行政組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正、さらに、第4条の伊南行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、引用します地方公務員法の条項について、法改正に伴う項番号のずれを改めるものでございます。

附則としまして、この条例は平成28年4月1日からの施行とするものでございます。

議案第3号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第4号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

議案書4-1ページをごらんください。

提案理由は、昨年の人事院勧告に基づく国家公務員に準じる給与改定について定めるものでございます。

たびたびで恐縮でございますが、別にお配りしてあります補足資料の「議案第4号説明資料」をごらんをいただければと思います。

まず、1の改定の背景につきましてはごらんいただくとして、2の一般職の職員の給与改定、条例案の概要でございます。

平成27年度の給与水準の改定としまして、(1)の給料表の改正につきましては、平成27年4月1日からの適用とし、給与水準を国家公務員に準じて平均0.36%引き上げ、1,100円の引き上げを基本に給料表を改定するとともに、前年度の改定に引き続き若年層に重点配分をして初任給付金を2,500円引き上げる改定となります。

それから、(2)の期末勤勉手当でございますが、こちらも国家公務員に順じまして民間の支給割合に見合うよう年間4.10月分を4.20月分に0.10月分引き上げる改正となります。

なお、この引き上げ分につきましては、勤勉手当に反映させるものといたします。

また、2の給与制度の総合的な見直しにおいて、人事評価制度の確立と円滑な運用により、給与等、処遇に適切に反映させるため、条例に等級別基準職務表を位置づける改正を行うものでございます。

なお、国のほうではフレックスタイム制の導入に関して実施しておりますが、当組合の所管業務におきましては導入が困難な職場が多いため、当面は導入を見送るものでございます。

それでは、議案書の4-2ページにお戻りいただきまして、第1条の改正でございます。

平成27年度分の給与水準の改定ですが、第19条第2項及び附則第9項の改正は、一般の職員及び特定管理職員の勤勉手当の支給割合について0.10月分引き上げる改正でございます。6月、12月ということでありますので0.10の半分になりますが、率が改定をされます。

それから、4-3ページから4-6ページにかけては、別表としての引き上げ後の給与表になります。

4-7ページをお願いいたします。

第2条で、こちらも同じく一般職の職員の給与に関する条例の一部改正ですが、先ほど議案第3号の前段で説明しました地方公務員法の一部改正に伴い引用する条項を改めますとともに、用語の整理として法に準じた表記に改め、別表の給料表を別表第1に改めますとともに、職務の級に関して規定をした第3条の2につきまして等級別基準職務表の規定に改め、別表第2として等級別基準職務表を加える改正をするものでございます。

附則第1条としまして、この条例は公布の日から施行するものとし、第2条の規定については平成28年4月1日から施行するものです。

また、第2項として、第1条の改正は平成27年4月1日から適用するものでございます。

附則第2条では、既に支給をされております給料について改正後の給料の内払いとみなすものとし、附則第3条において、この条例の施行に関し必要な事項は規則等により定めることとするものでございます。

議案第4号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第5号 伊南行政組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

議案書5-1ページをごらんください。

提案理由でございますが、地方公務員災害補償法施行令の一部が改正をされまして、他の法令による給付との調整に係ります率の改定がされましたので、これに合わせて条例の附則に規定した調整率の改正を行うものでございます。

議案書の5-2ページをお願いいたします。

条例、附則第5条第1項の表の中で傷病補償年金にかかわります調整率について障害厚生年金等の給付がある場合の調整率を0.86から0.88に改正するもの、それから、同条第2項の表に規定する休業補償の額の調整率につきましても同様に障害厚生年金等の給付がある場合の調整率を0.86から0.88に改定するものでございます。

附則としまして、施行期日は平成28年4月1日とし、経過措置としまして改正後の規定は施行日以降に支給すべき事由が生じたものに適用し、施行日前に施行すべき事由が生じたものは従前の規定を適用するものでございます。

議案第5号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第6号 平成27年度伊南行政組合一般会計補正予算（第3号）について提案説明を申し上げます。

議案書6-1ページをお開き願います。

第1条第1項にありますように、歳入歳出予算をそれぞれ40万6,000円減額し、予算総額を12億9,846万2,000円とするものでございます。

今回の予算の補正は、年度当初の人事異動により市町村からの派遣職員の交代に伴いまして人件費の差額の精算を行うとともに、このたびの人事院勧告に基づく給与条例の一部改正に伴いまして人件費の補正をさせていただくものでございます。

6-3ページ、事項別明細書をお願いいたします。

先に歳出の部でございますが、2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費につきまして40万6,000円の減額とするものでございます。

内訳は給料、職員手当等及び共済費の増減となりますが、給料及び職員手当の増減の明細につきましては6-5ページの上段の（2）の表もあわせてごらんいただければと思います。

2節の給料につきましては、給与改定によりまして1万3,000円の増額となりますが、一方で人事異動に伴う職員構成の変動によりまして精算により15万1,000円の減額となりまして、差し引きでは13万8,000円の減額となります。

3節の職員手当等につきましては、給与改定における勤勉手当支給率の改定などが19万5,000円の増額となる一方、職員構成の変動分が14万円減額となるため、差し引きで5万5,000円の増額となります。

また、共済費につきましては、職員構成の変動分、同じく給与改定に伴う増減によりまして32万3,000円の減額となります。

続きまして歳入の部でございますが、1款1項1目 分担金40万6,000円の減額は、歳出予算の減額に伴い市町村分担金を減額するものでございます。

なお、6-4ページから6-6ページまでは給与費明細書を、さらに6-7ページには市町村分担金調書を載せてございます。内訳につきましては、恐縮ですが後ほど御確認を願いたいと思います。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○病院事務長兼経営企画室長（新村 義弘君） それでは、議案第7号 平成27年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第2号）につきまして提案説明を申し上げます。

議案書7-1ページをお開きください。

今回の補正ですが、収益的収入及び支出では、外来患者の増及び1日当たりの診療単価の増による医業収益の増額と、これに伴う材料費の増額、また、人事院勧告に基づき国家公務員の給与が改定され、伊南行政組一般職の給与も改定が予定されており、企業職員の給与についてもこれに準じて改定することなどに伴う給与費の増額となります。

資本的収入では、地域包括ケア病棟改修工事費が地域医療介護総合確保基金の補助対象となったことから、企業債の減額、補助金の増額補正をお願いするものであります。

第2条 業務の予定量で1日平均外来患者予定数を480人に改め、第3条 収益的収入及び支出につきましては、収入、1項 医業収益を1億4,000万円増額し、1款 病院事業収益を62億4,512万8,000円とし、支出、1項 医業費用を1億4,000万円増額し、1款 病院事業費用を62億3,851万8,000円としたいものです。

4条 資本的収入及び支出ですが、収入、1項 企業債を1,303万8,000円減額し、4項 補助金を1,303万8,000円増額したいものです。

議案書7-2ページをお開きください。

5条 企業債の限度額を企業債1,303万8,000円の減額に伴い3億1,496万2,000円に、6条 議会の議決を経なければ流用することができない経費は給与費1,250万円の増額に伴い35億8,651万6,000円とし、第7条 棚卸資産購入限度額は材料費1,500万円の増額に伴い12億8,030万円としたいものです。

議案書7-3ページをお開きください。

予算実施計画（補正第2号）ですが、収益的収入及び支出では、収入、1項2目 外来収益を外来患者数の増加及び1日当たりの診療単価の増により1億4,000万円増額、支出、1項1目 給与費を給与費改定、職員の構成変動により給料を300万円、諸手当を7,200万円増額、パート医師、臨職看護師等の減少により賃金を2,500万円減額、退職者増加により退職給付金を6,000万円増額、法定福利費を1,500万円増額の合計1億2,500万円を増額、2目 材料費を、外来業務量増加に伴い薬品費1,000万円、診療材料費500万円、合計1,500万円を増額し、収入及び支出について、それぞれ1億4,000万円を増額補正したいとするものです。

資本的収入では、地域包括ケア病棟改修工事費が地域医療介護総合確保基金の補助対象となったことから、1項 企業債を1,303万8,000円減額し、4項 補助金を1,303万8,000円増額したいとするものです。

なお、議案書7-4ページ以降の給与費明細書、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表につきましては、後刻お目通しをいただきたいと思います。

以上申し上げ、議案第7号 平成27年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第2号）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松下 寿雄君） これをもって提案理由の説明を終結いたします。

続きまして、

議案第8号 平成28年度伊南行政組合一般会計予算

議案第9号 平成28年度伊南行政組合病院事業会計予算

以上2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長(下島 清志君) それでは、議案第8号 平成28年度伊南行政組合一般会計予算について提案説明を申し上げます。

別冊の一般会計予算書1ページをお願いいたします。

第1条 歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億8,856万5,000円と定めるものとございます。

前年度対比では9,530万3,000円の減額、率にして7.4%の減少となります。

第2項の予算の款、項の区分ごとの金額は2ページから3ページの第1表 歳入歳出予算に掲げてございます。

続いて、第2条 一時借入金の借り入れ最高額を予算総額の10%程度を目安としまして1億2,000万円と定めるものとございます。

第3条は予算の執行上必要がある場合に歳出予算の各項間で流用することができる経費を給料、職員手当等及び共済費と定めるものとございます。

予算の内容につきましては事項別明細書で説明を申し上げます。

6ページをお開き願います。

初めに歳入でございます。

1款の分担金及び負担金は構成市町村からの分担金としまして、新年度予算は11億4,577万9,000円で、前年度対比ではマイナス7.7%、9,497万5,000円の減少となりました。

7ページの2款 使用料及び手数料は、1項の使用料につきましては、1節の火葬場使用料が、昨年7月から下伊那郡高森町に新たに設置をされました五稜の森という火葬場の稼働が始まりまして、前年度予算から減額を見込んでおりましたが、下伊那北部からの利用がなくなったことから、新年度では、さらに84万円減の916万円を計上いたしました。

また、2節 衛生センターの使用料でございますが、し尿等の搬入量の減少を見込みまして前年度より37万2,000円減の1,456万9,000円を計上いたしました。

これによりまして、使用料予算は、全体では121万2,000円減の2,372万9,000円となります。

次に8ページの5款 財産収入でございます。

1目の財産貸付収入、1節の土地建物貸付収入のうち、土地貸付収入につきましては伊南聖苑南側の公園用地の一部を貸し付けているもの、それから、建物貸付収入につきましては特別養護老人ホーム越百園に併設の旧訪問看護師テーション用のスペースを上伊那福祉協会へ貸し付けているものとございます。

2目 利子及び配当金でございます。病院施設整備基金の利子及び医師確保基金の利子を見込みました。

9ページの6款 繰越金でございますが、前年度と同様に500万円を計上いたしました。

続いて10ページ、7款 諸収入につきましては、1項の預金利子は前年同額の20万円を見込み、2項の雑入のうち、衛生センター分につきましては下平工業団地の企業からの排水ポンプ施設の使用負担金を見込み、また、不燃物分は不燃物処理場における資源物売却代金などを見込んでおります。

なお、この資源物売却代金につきましては、昨年より鉄製の資源物の売却収入が見込めなくなった状況でありまして、120万円減の145万円を計上いたしました。

11ページ、9款 寄附金でございますが、病院事業に対する寄附金を前年と同額の計上いたしました。

次に12ページの10款 繰入金でございますが、基金繰入金で医師確保対策基金からの繰入金であります。県外からの医師招聘が見込まれていることから、研究資金の2名分などを見込んでおります。

続きまして歳出予算について説明をいたします。

13ページをごらんいただきたいと思います。

1款の議会費ですが、28年度は行政視察の研修の計画がございませんので、旅費並びに使用料、賃借料の計上がなく、64万5,000円の減少となります。

14ページ、2款の総務費でございますが、1款1目の一般管理費では、前年度より2,576万2,000円の減、3,058万円となります。これは、主に27年度においては事務局職員1名分の定年退職に伴います退職手当の計上があったこと、また、これに伴いまして28年度では退職職員分は再任用職員を予定をしております、給料、職員手当、また共済費等が減少するというので、そういったことを見込んでの計上でございます。

15ページ、2項の監査委員費でございますが、こちらは隔年実施の監査委員の研修を予定をしております、旅費等の増額によりまして5万2,000円の増加となります。

17ページをお願いいたします。

3款の衛生費でございますが、1項の保健衛生費につきましては、前年度対比マイナス6.5%、361万8,000円の減少でございます。

まず1目の火葬場費でございますが、設備機器補修のための修繕料の増加や待合室の座卓を机と椅子に更新するための備品購入費などが増加した一方で、隔年で実施しております公園の高い樹木等の整備費の減少や建設時の公園整備事業等にかかわります起債償還分の負担金が終了したことなどによりまして、火葬場全体では前年度より9万円の減少というようなことで、ほぼ前年並みの3,280万8,000円の計上となります。

続きまして2目の老人保健施設費、こちらは、前年度対比マイナス15.6%、352万8,000円の減少によりまして1,907万1,000円の計上となります。これは、フラワーハイツ建設償還補助金等の減少によるものでございます。

次に、2項の清掃費につきましては、前年度対比でマイナス3.1%、623万4,000円の減少で1億9,208万6,000円でございます。

1目の衛生センター費につきましては、前年度よりマイナス4.9%、455万9,000円減の8,764万8,000円の計上であります。設備機器の維持補修につきまして年次計画で実施をしておりますが、前年度は遠心分離器の工場への持ち込み修理などがあったため修繕料の増加がありましたけれども、新年度につきましては例年並みの修繕料を見込んでおります。

19ページ、3目の不燃物処理場費ですが、前年度対比マイナス1.6%、167万5,000円減の1億443万8,000円の計上となります。27年度に計上しました計量設備の点検整備や埋め立てが完了しています最終処分場の環境調査費用などが新年度につきましては発生しないということで減少となっております。

次に、3項の病院費でございます。前年度対比マイナス6.5%、5,864万9,000円減の8億4,233万5,000

円となります。

20ページの1目 病院費の28節 繰出金でございますが、前年度対比マイナス7.1%、6,269万8,000円減の8億2,138万4,000円となります。減少の理由は、病院事業会計繰出金が5,372万円の減少となるもので、これは3カ年実施計画の折にも申しあげましたように、これまで繰出基準に基づき算出をしておりました基礎年金拠出金に関しまして、会計基準の見直しに伴い交付税の対象とならなくなったことから、激変緩和措置を講じた上で2分の1の約3,700万円が減額となるなどが大きな要因となっております。また、上伊那地域医療再生事業の起債元利償還金の一部に充てるための繰出金につきましても前年度対比でマイナス8.5%、897万8,000円の減少となるものでございます。

それから、2目の医師確保対策費は医師確保対策基金からの繰入金を財源としまして、医師確保修学資金等貸与、それから後期研修医研修奨励金に充てるための繰出金でございます。基金につきましては、前回、26年度に基金への積み立てを行い、現在900万円が医師確保対策事業に繰出可能となっておりますが、28年度に県外から2名の医師の招聘が見込まれており、後期研修医研修奨励金1名分と合わせまして基金残高を1,100万円とするために不足します200万円を基金に積み立てることとし、医師確保対策事業繰出金予算を1,100万円とするものでございます。

続きまして21ページの5款 公債費でございますが、元金、利子、合わせて前年度対比ではマイナス0.7%、44万7,000円の減少でございます。

元金の償還につきましては前年度より154万円増加し5,909万5,000円となりますが、これは、平成20年11月に購入しました災害対応消防ポンプ車の償還が完了した一方で、平成25年3月に購入しました水槽付消防ポンプ車並びに平成26年3月に購入した消防広報車の償還が始まることによるものでございます。

また、利子償還につきましては、今の災害対応消防ポンプ車の償還が完了したことや償還中の起債残高の減少などによりまして前年度より198万7,000円減少し598万1,000円となります。

22ページ、6款 予備費でございますが、前年同額の500万円の計上でございます。

次に23ページから29ページまでが給与費明細書となっております。

24ページの上段の表のとおり、一般会計におけます一般職の職員数は事務局職員3名のみとなります。

なお、25ページの(3)のア及び26ページのウの表につきましては、1月1日現在の比較用のために表下段の27年1月1日現在のものは消防職員が含まれた数値となっております。

以下、内容につきましては後刻お目通しをお願いいたします。

30ページは債務負担行為に関する調書、それから地方債の現在高見込みの調書、3ページは市町村別の分担金調書で、費目ごとに規約で定められました分担率により御負担をいただくようになってございます。

32ページは公債費の費目別の内訳でございます。こちら内容につきましては後刻お目通しをお願いいたします。

議案第8号の提案説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○病院事務長兼経営企画室長(新村 義弘君) それでは、議案第9号 平成28年度伊南行政組合病院事業会計予算につきまして提案説明を申し上げます。

別冊の平成28年度伊南行政組合病院事業会計予算書をごらんください。

予算書1ページをお開きください。

第2条 業務の予定量でございます。

病床数は回復期リハビリテーション病棟、地域包括ケア病棟も含め運用病床を239床とし、入院患者数を1日平均195人、年間延べ7万1,175人を見込み、外来患者数につきましては一日平均480人、延べ11万6,640人を見込みました。

第3条 収益的収入及び支出、第4条 資本的収入及び支出につきましては予算実施計画書で御説明いたします。

予算書3ページをお開きください。

事業収益でございますが、前年度当初予算に比較し3.3%増の63億626万2,000円を見込みました。

内訳ですが、医業収益につきましては、1目 入院収益は前年比2.3%増の34億990万円、2目 外来収益は前年比11.8%増の15億4,080万円、3目 その他医業収益は1.7%増の5億9,341万1,000円を見込み、医業収益全体では55億4,411万1,000円、前年比4.7%増といたしました。

医業外収益は、2目 他会計補助金は繰出基準に基づく一般会計からの補助金7,123万5,000円、3目 他会計負担金は企業債利息等の繰出基準分及び追加支援1億円などを含め4億1,840万3,000円、4目 補助金は国県からの保育所運営費等補助金であります497万8,000円、5目 保育所収入150万円、6目 長期前受金戻入額2億4,899万5,000円、7目 その他医業外収益は1,580万円を見込み、医業外収益全体では7億6,215万1,000円、前年比0.4%といたしました。

4ページをお開きください。

医業費用でございますが、前年度当初予算に比較し3.3%増の62億9,815万5,000円を見込みました。

内訳ですが、医業費用につきましては、1目 給与費は前年比4.3%、1億3,553万6,000円増の33億1,805万2,000円、2目 材料費は前年比2.3%、2,750万円減の12億4,820万円、3目 経費は前年比1.7%、1,643万円増の9億7,860万円、5ページをお願いいたします。4目 減価償却費は前年比6.1%、2,304万8,000円増の3億9,931万円、5目 資産減耗、6目 研究・研修費は昨年と同額を見込み、医業費用全体では前年比3.5%、2億251万4,000円増の59億6,916万2,000円といたしました。医業外費用は支払利息、看護師養成費償却、保育所経費、雑損失、消費税など前年比0.2%増の4,999万3,000円を見込みました。特別損失は退職給付引当金に2億7,900万円を見込み、以上の結果、当期純利益を810万円と見込んでおります。

次に6ページをお開きください。

資本的収入及び支出ですが、資本的収入、1項 企業債は1億6,000万円、2項 負担金は一般会計からの繰出金1億6,803万5,000円、3項 固定資産売却代金は売却する土地簿価でございます2,729万7,000円を見込み、資本的収入全体では3億5,533万2,000円といたしました。

資本的支出は、1項 建設改良費のうち、1目 建物、設備で3,000万円、2目 医療機械は、マンモグラフィに5,000万円、通常の運用機器等の整備に8,000万円、3目 その他固定資産は備品でございます。1,450万円を予定し、建設改良費全体では1億7,450万円といたしました。2項 企業債償還金は3億1,572万3,000円を見込み、3項 投資は看護師奨学金、医師研究資金等の3,776万円を予定しました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 7,265 万 1,000 円は当年度消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填するものです。

次に、19 ページ、注記表をお開きください。

5 その他、引当金の取り崩しですが、(1) で看護師奨学金貸与者の勤務年数満了に伴う償還免除で 460 万円、(2) (3) で夏季賞与、これに伴う法定福利費で 1 億 7,637 万 7,000 円、(4) で放射線管球の交換で 1,850 万円を、それぞれ引当金の取り崩しを予定しております。

次に、2 ページにお戻りください。

5 条 企業債の目的及び限度額は、施設整備事業、医療機械整備事業に 1 億 6,000 万円を予定し、予算計上額と同額を限度額といたしました。

6 条 一時借入金の限度額は 15 億円とし、7 条 経費の流用について収益的支出、資本的支出の各項の間で流用できるものとしております。

第 8 条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費は職員給与費及び公債費であります。

第 9 条 棚卸資産購入限度額は 12 億 8,370 万円といたしました。

7 ページはキャッシュフロー計算書、8 ページから 11 ページが給与費明細書、12 ページから 18 ページが予定貸借対照表、損益計算書等でございます。後刻お目通しをいただきたいと思っております。

以上申し上げ、議案第 9 号、平成 28 年度病院事業会計予算の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（松下 寿雄君） これをもって提案理由の説明を終結いたします。

ここで議案調査及び昼食のため暫時休憩とします。再開時刻を午後 1 時 30 分といたします。

午後 0 時 14 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

○議 長（松下 寿雄君） 本会議を再開いたします。

日程第 4 これより議案に対する質疑に入ります。

議案第 1 号 伊南行政組合行政不服審査会条例

議案第 2 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第 3 号 伊南行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例

議案第 4 号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 5 号 伊南行政組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 6 号 平成 27 年度伊南行政組合一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 7 号 平成 27 年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第 2 号）

以上 7 議案を一括議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 質疑なしと認めます。

次に、

議案第8号 平成28年度伊南行政組合一般会計予算

議案第9号 平成28年度伊南行政組合病院事業会計予算

以上2議案を一括議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

本日、提案されました議案は、別紙、議案付託表のとおり各常任委員会へ付託をいたします。

委員会は、本会期中に内容を審査の上、議長まで審査結果の報告をお願いいたします。

日程第5 これより一般質問を行います。

一般質問は、申し合わせにより、質問時間は30分以内、質問回数は3回までとなっております。

4番 三原一高議員の質問を許可します。

○4 番（三原 一高君） 一般質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

定住自立圏構想に基づき地域公共交通網形成計画樹立を伊南行政組合の新たな事業にすべきではないかという趣旨で質問をさせていただきます。

その前に、まず、定住自立圏構想における中心市についてお伺いをいたします。

昨年6月、伊那市が定住自立圏構想による中心市宣言をいたしました。そして、ことしになり、先月7日、箕輪町、南箕輪村と協定を締結いたしました。このことについて、杉本組合長は、市議会での私の、今後、駒ヶ根市はどうしていくのかとの一般質問で、定住自立圏構想と同様の生活機能向上構築を伊南地区で樹立していくという答弁がございました。

伊那市長は、広域連携による地方創生の推進が狙いとし、当面は箕輪町、南箕輪村との連携による空き家対策や路線バスなど公共交通対策などの事業推進を想定し、将来的には上伊那全域への拡大を見据える、本格的な人口減少社会に突入し、地方では安定した雇用創出や安心して結婚、出産、子育てのできる環境整備、地方への人の流れをつくる地域社会の形成を進める必要があると指摘、この上で、近隣自治体との連携を深めながら伊那地域定住自立圏の形成を進め、中心市として魅力的な地域づくりに取り組むと宣言しました。

箕輪町、南箕輪村との連携を想定したことについては、医療や路線バスの拠点となっている伊那中央病院を共有しており、まずは同病院を運営する伊那中央行政組合の枠組みが適切と考えたと説明しております。

以前から人口対策は同一経済圏で取り組むべきと主張しており、将来的には上伊那全域などへの拡大も考えたいとも発言しております。

複眼型中心市という方法もありました。これは、隣接する2つの市の人口合計が4万人を超えるときは2つの市を合わせて一つの中心市とみなすことができる。この場合、すべての行為は2つの市が共同して連名で行うこととなっておりますが、既に伊那市は伊那市のみでやってしまいました。後日、お聞きしましたら、伊那市は駒ヶ根市に相談することなく、勝手に言っていいんですか？勝手に中心市宣言をしてしまったというふうにお聞きをいたしました。

この定住自立圏構想では、農林水産省関係では、食を初めとする豊かな地域資源を生かし、農山漁村を教育、観光などの場として活用する集団ぐるみの多様な都市農村交流等を促進する取り組みを公募により募集し、企画案を実現させる活動に対して支援するとか、経済産業省では、企業立地促進法に基づき国の成長産業分野を対象に新規立地、雇用創出等を促進するため人材養成等の取り組みを支援する、国土交通省関係では地域公共交通確保維持改善事業があり、この事業を利用すれば地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保、維持するために地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援が受けられ、地域をまたぐ路線バス、交通ネットワークを使うことができる等々、事業が可能になります。

そこで、市議会で答弁のありました伊南地区で自立していく定住自立圏構想と同様の生活機能向上の構築とは具体的に何をいうのか、どのように構築していくのか、伊南行政組合の組合長としてどのように対応していくのかをお伺いをいたします。

次に、伊南行政組合の事業は、清掃センターの閉鎖、昨年の消防の上伊那統一、今後、上伊那でのごみ中間施設の完成後、さらに業務が減りつつあります。

組合長も新たな事業を実施しなければならないとし、提案を望んでいましたので、今回、一つ提案をさせていただきます。

地域公共交通網形成計画樹立を伊南行政組合の新たな事業にさせていただきたいということです。

飯島発の乗り合いバスが駒ヶ根市の福岡、南割、中割、北割を通り昭和伊南病院まで日に4往復しております。目の前を通り病院へ行っているのに、駒ヶ根市民は利用することができません。駒ヶ根市民は、こまタクサリ福祉タクシーの利用になります。これは、飯島からのバスが地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく飯島町地域公共交通協議会が主体で運行していますので仕方がありません。

それで、これは、中川村が日に9往復、飯島駅と大草を結んでいる路線も、例えば飯島町の本郷の住民は利用することができません。

私は、市の一般質問では何回か質問してまいりましたが、検討するとの答弁はいただいているものの、一向に実現には至っておりません。

沿線住民は、行く目的地は一緒でも、通り過ぎるバスを指をくわえて見ているしかありませんでした。

ただ、この問題は、道路運送法と、それから地域の路線権利を持っている既存の旅客運送会社があり、簡単にはいかないことは、十分、承知はしております。

私もいろいろと研究をさせていただきました。2014年11月に地域公共交通の活性化と再生に関する法も改正されています。先ほど申し上げました定住自立圏構想の定住自立圏の形成の協定で規定する取り組みに生活機能の強化、結びつけネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化の3つの必須取り組みがあります。この一つ結びつけネットワークの強化で地域公共交通があります。現に伊那圏域の取り組みも中央病院を中心とした公共交通網から取り組むとしております。

そして、先進地として、お隣、南信州地域公共交通網形成計画が大いに参考になると思います。誰にも優しい公共交通を目指すとして利用者の拡大、公共交通システムをグランド化、利便性の向上など5項目の目標を挙げ、飯田市を中心とした14市町村の鉄道、バスの公共交通計画を南信州広域連合を中心に作成しております。

伊南地域の交通網の作成研究を伊南行政組合の新たな事業に加えていただき、ぜひ、早急に研究を始めていただきたい、要望を申し上げ、組合長の考え、取り組みへの意気込みをお聞きいたしたいと思います。

○組合長（杉本 幸治君） それでは、三原議員からの御質問でございます。

まず、定住自立圏構想でございますけれども、医療や買い物など住民生活に必要な機能の集積があり、周辺市町村の住民もその機能の活用をしているような都市が中心市となって周辺市町村と役割分担をした上で、企業やNPOなど民間とも連携をして生活機能の確保のための事業を実施することによりまして人口の定住促進を図るものでございます。

この中心市となる都市の要件としましては、人口5万人程度以上、少なくとも4万人超えて昼夜間の人口比率が1以上とされておりまして、残念ながら当伊南地域の圏域で考えると定住自立圏構想の対象になる中心市はないわけでございます。

しかしながら、伊南地域において4市町村が連携あるいは一体的に事業をすることによりまして地域住民の生活機能の向上が図られることは積極的に取り組んでいく必要があると思っております。

これに関しまして、平成26年5月に成立、公布をされました地方自治法の改正によりまして新たな広域連携のあり方として連携協約制度が創設をされ、国家間の条約のように地方公共団体間で連携協約を締結することで、事務分担だけではなく、政策面での役割分担等も自由に盛り込むことが可能となったところでございます。

今後でありますけれども、この法律ができましたので、定住自立圏だけでのみならず、4市町村で連携を図っていく根拠法令がもう一つできたのかなど、そんなふうにも思っておりまして、これをですね、生かしていきたいと、そんなふうにも考えております。

そうした中で、具体的にお話ございました飯島町の公共交通でありますいいちゃんバスの飯島駅から昭和伊南総合病院間の運行をしております路線に関して他の市町村でも利用できるように共同運行することにつきましては、これまでも御意見や御要望があったところでありますけれども、議員からもお話ございましたとおり、市町村ごとの公共交通協議会の取り組みということでございまして、相互の調整の上、運輸局の決定が必要な中で、市町村の枠を超えて進めることが困難であることから実現ができなかったものであります。

しかし、一方、今、地方創生にかかわります広域連携のあり方の重要性が問われております。伊南市町村長の間でも伊南地域で連携をして公共交通事業を検討していくことについて御了解をいただいたところでございまして、今後、各市町村において地方創生の総合戦略の中でも広域連携の課題として位置づけて検討をしてまいりたいと思います。

広域での公共交通事業への取り組み方としましては、伊南行政組合の共同処理事務として取り組む方法と市町村間で連携協約を結んで取り組む方法が考えられます。研究を進める中で、実現に向けて課題を解決していくために適切な方法を検討していく必要がございます。

なお、連携協約の締結により事業を実施していく場合におきましても、伊南行政組合の事業へのかかわり方や推進体制についても検討をしていくことが望ましいと考えております。

この研究、検討を前に進めるためには、伊南地域として公共交通事業に取り組むことの意義や必要性について4市町村が共通の理解を深めていくことが大切であり、その上で市町村の公共交通協議会等の御理解を得て

各市町村で実施をしております公共交通の路線との調整などをしていくことになります。

新年度に入り、できるだけ早い時期に市町村の公共交通事業の担当者などに集まっていただき、研究の第一歩を始めていきたいと考えております。

○議 長（松下 寿雄君） これにて4番 三原一高議員の一般質問を終結いたします。

2番 加治木今議員の質問を許可します。

○2 番（加治木 今君） それでは一般質問をさせていただきます。

私も、伊南行政組合の事務事業が減る中で、これからの伊南行政組合への考え方をお聞きしてまいります。

伊南行政組合の共同処理する事務は、規約では病院経営、診療所の経営、火葬場の経営、し尿処理、伊南福祉会に関することとされ、それとは別に衛生センター、ごみ処理が挙げられております。上伊那消防の発足によって消防関係、また、平成30年には中間ごみ処理施設稼働予定からごみ処理も上伊那広域連合に移される中、伊南行政組合としての共同処理する事務事業を削減したままで行くのか、伊南行政組合の位置づけや役割を考え直していくのかを含め、今後の組合の運営についてお聞きしてまいります。

さて、伊南地域でございますが、伊南地域はそれぞれに特徴を持った地域であり、各市町村で事業を積極的に進めているところでありますが、私は、この伊南を伊那バレーという広い連携の中の一つの小単位として位置づけ、連携することによって、より強い、訪れたい・住みやすい環境が整う要素を持っていると感じます。

4市町村が協力して進むのにやりやすい方法はどのような形でしょうか。最初は、具体的に公共交通と観光、発達障害の支援に絞ってお聞きし、最後に伊南行政組合の今後についての見解をお聞きいたします。

それでは、第1回目の質問でございますが、公共交通につきまして、ただいま三原議員からの質問がありまして、お答えをいただいております。私も同じことを考えております。公共交通も平成30年には伊南バイパスの全線開通や（仮称）伊駒アルプスロードのルート決定もありました。いよいよ伊南で大きくまとまって考えるときではないでしょうか。

さきの駒ヶ根議会でも申し上げましたが、昭和病院へ行くバスが飯島から駒ヶ根を通っています。この基幹となります昭和伊南病院に関しましては、中川村、飯島町、宮田村から駒ヶ根に乗り入れてくるわけですが、それに駒ヶ根の住民が乗る、そのような仕組みができてくると、また暮らしやすいのではと思います。

また、病院の医療改定もありますように、まず最初には開業医に行かなくてはなりません。開業医が大変多いのは駒ヶ根市でありますけれども、そこにそれぞれの町村から通ってくる場合にも、公共交通は大切になってまいります。

伊南として民間業者との折衝や国との調整など行えるよう、早急に専門機関を設け、立ち上げることが住民に優しい環境を整えることになるのではないのでしょうかと思って質問を用意いたしました。今、このことにつきましてはお答えを頂戴いたしましたので、もし、つけ加えることがありましたら、よろしくお願ひしたいと思っております。

また、公共交通という定義に観光は当てはまらないかもしれませんが、この伊南に観光などで見えた方が、電車と、もう一つの足があれば、大変動きやすく、誘客にもつながるのではないのでしょうか。これから述べさせていただきます観光面からも交通の連携は必要と考えております。

以上が公共交通について伊南の地域で取り組むことについての見解の質問です。

次に、観光について連携の方法への見解をお聞きいたします。

観光においても各市町村が特徴ある資源を持っていますが、高速道路網の整備により日帰りが多くなり、ゆっくり過ごしていただくことがなかなかできません。この伊南の地域は長く滞在していただく価値もあり、また、そのことは移住、定住にも結びつくのではないのでしょうか。そのような宿泊を伴ったプログラムや体験交流の商品を多くするには、単独で市町村が売り出すのではなく、より強く連携して伊南の魅力をゆっくり感じられるような売り出し方がきらりと光るのではないのでしょうか。観光を軸に現在あるたくさんの点を早急に結びつけることが必要ではないのでしょうか。そのためには、現在の体制でいいのか疑問があります。伊南が一つになって取り組むことができ、そうすれば大きな成果が生まれると思います。

今までの方法を検証した中で、これからの方向をお聞きいたします。

3点目に、発達障害支援についてどのように取り組んでいくのか、今までの検討の経過と今後をお聞きいたします。

発達障害の支援については、このところ支援や理解を求める啓発活動も盛んになってきていますが、これは助けを求めている人が多くなっていることからだと思います。この原因には、対象となる子どもが増えていること、そして、成人してからの就職に困難を極めていることがあります。

今年度、県が始めたマイサポの活動の一部である就職支援は大人が対象ですが、少しずつ成果を上げていますから、この支援がますます活発になることを、まず期待いたしております。

さて、何といても大切なのは幼児期の支援です。駒ヶ根市にあるつくし園では伊南の子どもの支援をしていますが、場所が手狭であることが課題となっております。また、支援のスタッフ体制の充実も望まれています。このような事業は病院や伊南福祉会と関係の深い伊南行政組合が担っていくことで住みやすい伊南の地が生まれるのではないのでしょうか。

この質問に関しましては、再三させていただいております。現在の検討の様子と課題、方向をお聞きいたします。

以上3つの観点についてお聞きして、1回目の質問といたします。

○組合長(杉本 幸治君) それでは、加治木議員の御質問にお答えをさせていただきます。

伊南行政組合の共同事務処理についてでございますけれども、近年の大規模災害の増加に対応できる組織化を図るために消防事務が上伊那に統合され、また、廃棄物処理も、処理方法の高度化や効率化を図るため、あと1年余のうちに上伊那に統合する予定でございます。結果として伊南行政組合の所管事務が減少をしていく状況でございます。消防事務も廃棄物事務も、それぞれに広域化の必要性から上伊那への一本化が進められてきたものでございまして、時代の要請と受けとめております。

伊南行政組合の共同処理事務も、発足以来、80年の歴史の中で、その時代の要請によりまして所管をする事務の増減を繰り返してきております。過去には伝染病隔離病舎の業務や遺体移送業務、特別養護老人ホームの設置や運営、ごみ焼却場や雑排水汚泥処理施設の設置及び運営などを実施をしてきてまいりましたが、社会の変化や行政需要の変化とともに事業の廃止や統合、民営化などがされてきたところでございます。このような経過を踏まえた上で今後の伊南行政組合が共同処理すべき事務の検討や運営の方法を検討していくことになります。

1点目の公共交通につきましては、伊南の広域で取り組むことに関しては、先ほどの三原議員の御質問とも関連するわけでありすけれども、昭和伊南総合病院への通院等への利便性を考慮したバス路線に関しましては研究を進めてまいります。

なお、利用者の状況など、費用対効果の面からも十分な研究が必要と思われまます。

それからまた、加治木議員の御意見のように、観光面での連携の検討も考慮しながら、観光客の利用等に関しても、路線のコース設定や本数、運行時間など、十分研究をして協議を重ねた上で判断していく必要があると、そんなふうに、今、思っております。

次に観光の連携方法についての御質問でございます。

将来のリニア中央新幹線の整備を見据えた広域観光や2次交通、まちづくりなどについて話し合う伊那谷自治体会議におけますリニアバレー構想の検討、そして、上伊那広域連合におきましても広域観光への連携体制の強化を進めようとしております。その中で、伊南地域としましても各市町村の観光資源を結んで一体的な観光構想を考えていくことが求められており、4首長とも、そういう点では一致をしているところでございます。

これから整備をされていくスマートインターチェンジや伊南バイパスなども伊南地域を周遊する観光の受け皿となるよう連携をして進めていきたいと考えております。

しかし、単に連携を強化するといいましても、何をどのようにしていくか、現状の問題点や取り組むべき課題など、まずは各市町村の力を結集する方向を明確にしながら前に進めていくことが必要と思います。当面は伊南の市町村の担当課や観光協会などの関係機関との意見交換や情報交換を行い、課題や要望、アイデアなどを拾い出していくことから始めていきたいと思っております。

次に発達障害児支援についての御質問でございます。

発達障害児への支援事業に関しましては、これまで数回の御質問をいただき、答弁をさせていただいてきたところでございます。

現状でございますけれども、駒ヶ根市の児童発達支援施設つくし園の平成27年度の利用人数等の見込みでは、児童発達支援事業が延べ3,200人と見込まれておまして、放課後デイサービス事業やタイムケア事業も含めた延べ利用人数は約3,900人と見込まれております。このうち児童発達支援事業の市町村別の年間通所人数でありますけれども、平成27年12月までの延べ人数で駒ヶ根市が1,609人、飯島町が655人、宮田村が169人となっており、中川村からの利用者はなかったと報告をされております。

発達支援事業におきましては、療育訓練を継続して効果的に行うための専門職の確保や小児科など医療との連携の必要性、施設、設備の充実や重度の心身障害児への対応の必要性など、現状における多くの課題に対応していくことが求められる中で、病院事業を行っております当組合が事業を担い、伊南地域として広域的に対応していくことが望まれているわけでございます。

一方で、施設、設備の整備や専門職の対応の充実等にかかわる費用負担などの問題、病院施設の建てかえなども見据えた事業化の時期の問題など、事業の効果が期待できる体制を伊南行政組合として構築していくためには、現状では早急な事業化は困難であり、現状のつくし園の運営において課題となっております専門職について病院の職員を派遣するなど対応が可能なことから協力していくことを今までは答弁をさせていただいたところでございます。

今後、広域事業として検討を進めるには、4市町村におけます施設、設備等の整備方針や運営方針について協議をしていかなければならないわけですが、新たな施設、設備の整備等に関しては慎重な意見も多く、また、専門職の派遣に関しても、病院としては多くの専門職員がいるものの、医療職員としての本分である病院の医療の低下を招くような派遣対応はできないため、本格的に専門職を充てていくためには専門職の採用も考えていく必要がございます。

つくし園を利用する児童の保護者の皆さんは、今後の子どもの成長に伴い養護学校などへの通学や学校を卒業する年齢になれば福祉作業所や民間の支援施設などを探す必要があり、先が見通せない不安の思いを持っておられます。これらのことも踏まえて、すべてを伊南行政組合による共同事業として考えるだけでなく、幅広く事業を行っている民間の社会福祉法人等に事業の委託を考えることも選択肢の一つとして研究をしていくことも必要かなと思っております。

繰り返しになりますが、障害児をお持ちのお母さん、保護者の皆さんとお話する中では、やはり、自分が万が一のことがあったときに、この子はどうなるのか、その先を見通せるような、そんな仕組みをつくっていただきたいという話がございます。今、現状では、未満児から保育園、幼稚園は行政が担うところが多いわけであり、その後は県立の養護学校に、その後は民間の作業所に行ったりし、その先については、この地域でいけば西駒郷、また松川にございます親愛の里の施設っていったところになるのでしょうか。でも、経営が、みんな別々なものですから、その都度、保護者の皆さんは子どもさんの先を探すということで、お話をここのところ受けてまいりましたので、私としても、やはり、そういった視点を持ったことも研究をしないといけないのかなと、そんなことを思っておりまして、駒ヶ根市におきましてつくし園の運営をしていく上で、昨年8月とことし1月に発達障害支援事業の、そういった事業の実施の可能性も視野に入れる中で近隣の社会福祉法人に Outreach、視察及び事業懇談をしているところでございます。視察を行いました社会福祉法人に関しましては、現在、発達障害支援の事業経験はないわけでありまして、障害を持った子どもの親の皆さんが立ち上げた法人で、障害児に対します支援の理念がしっかりしており、発達障害支援事業についての実施の可能性は、まだわからないわけでありまして、子どもの成長に伴う一貫した支援の可能性も広がると、そんなふうを考えております。

ただし、新たな事業として取り組んでもらうためには、施設等は行政が用意する必要があると思います。私も懇談をさせていただいた中で、施設等について行政で心配をいただければ、運営に関しては研究をしてみたいと、そんなお話がございます。そうした中で、伊南地域として広域で事業化を図っていく方法としては、病院事業と連携をして病院に隣接をして施設を整備し、伊南行政組合が運営していく方法と、設置する場所は検討するといったしましても、伊南行政組合により施設整備を行い、適切な社会福祉法人等に事業運営を託す方法など、複数の選択肢が考えられます。施設、設備や運営、管理等にかかる費用負担は、実施方法による多少の違いはあるといったしましても、相当額の負担が必要となると思われ、そうした負担等を考慮に入れて広域化の検討を進めてまいりたいと思います。

○2 番（加治木 今君） ただいま御答弁をいただきました。

公共交通につきましては研究を進めていただくということと、先ほど三原議員の質問のお答えにもありましたとおり、処理事務としていくか協約としていくかということは、これからの研究の結果だと思いますので、

ただ、ぜひ、スピード感を持って取り組んでいただければと思います。

観光の連携についてでございますけれども、先ほど私も申し上げましたが、伊那バレーという大きな伊那谷の構想の中で、本当にこの伊南が一体となってやっていくということは、今すぐ必要ではないかと思っております。そのためには、その結集する方向をこれから明確にしていくというお答えでございましたけれども、ぜひ、伊南の地でゆっくり癒される、そんな伊南の地であるということ、ぜひ宣伝をしていただきながら、できれば伊南行政組合の事務事業の中につけ加えていただきたいと思いますと思っております。

それから、発達障害の支援につきましては、何度も質問したかありまして前に進んだ御答弁をいただきましたが、大変に難しい問題であるということは私も存じております。ただ、その子どもたちはどんどん成長してまいりますので、やはり積極的に進んで考えていただきながら、陰ながら病院からも大きなお力をいただきたいと思っております。

それでは、2回目の質問といたしまして、伊南行政組合の今後の進むべき形について、組合長はどのように考えておられるのかをお聞きいたしたいと思っております。

○組合長（杉本 幸治君） 伊南行政組合の今後でございます。

先ほど来、言っておりますように、この伊南地域は、伊南は一つということとをずっと申し上げてまいりました。それで、今、いろいろの行政規模でいきますと、やはり5万人規模というのが一つの、自治体の単位としてですね、いろいろのところでそれを基本とした施策が進められてきております。そうした中で、今、地方創生の中では特に連携ということが重要視されてきております。かつては市町村間の合併によって同じ方向に行くっていう時代でしたけれども、今はそういう時代ではなくて、お互い連携できるところは連携をして進めていくと、そういう時代に来ていると、そういうふうにも実感をしてきております。そうした中でいきますと、今、議員からも提案がございましたとおり、当面は公共交通の問題、観光の問題、それから福祉等で連携できることの問題、そういうことをですね、一つ一つ明確にしていく中で、より伊南地域の連携を強める中で、住民福祉の向上をスピーディーにやっていくことが、今、求められているのかなと、そんなふうにも思っておりますので、ぜひ、また、議員の皆様方も、それぞれ御提案いただく中でですね、ともに知恵を出し合って、この伊南地域のよりよい発展のために全力で取り組んでいきたいと、そんなふうにも思っております。

また、そういう意味では、現在、国が進めております地方創生であります。今は過疎化交付金っていう10分の10の補助金で進めておりますけれども、今後は、それぞれの自治体でしっかりした計画をつくった場合には、2分の1の補助で残りに交付税措置をするという恒久的な財源措置が、今、国では考えられておりますので、そちらのほうに乗りかえていくとすれば、定住自立圏と同じような財政支援を得られるかなと、そんな、ちょうどいいチャンスでありますので、財源の有効活用っていうことも、今、視野に入れるためには、より連携した取り組みが必要だと思っております。

一方で、基礎自治体に対します国のほうの、今、地方交付税等の参入でございますけれども、トップランナー方式をとっております。いろいろの事業を進めていく上で効率よく進めている自治体の取り組む経費を標準事業として見るっていう方法でありますので、どうしても大きな自治体のほうが一つ一つの取り組みが単価が安くなりますので、小さな市町村等の交付税がなかなか少なくなっているということで、時期かなと思っておりますので、より、そういうことになりますと、財政措置の厚い連携をする中の事業で取り込んでいくことが、

より重要かなと、そんなふうにも思っておりますので、そういう財源の利用のためにも積極的に連携する事業を見つめる中で、伊南として取り組んでいくことで、また伊南が一つということを大事にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松下 寿雄君） これにて2番 加治木今議員の一般質問を終結いたします。

委員会審査のため暫時休憩といたします。再開時刻は放送をもってお知らせいたします。

午後2時10分 休憩

午後4時25分 再開

○議長（松下 寿雄君） 本会議を再開いたします。

日程第6

議案第1号 伊南行政組合行政不服審査会条例

議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第3号 伊南行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例

議案第4号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 伊南行政組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 平成27年度伊南行政組合一般会計補正予算（第3号）

議案第7号 平成27年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第2号）

以上7議案を一括議題といたします。

本案は、本日の会議において総務衛生委員会及び病院厚生委員会に付託してあります。

それぞれの委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務衛生委員長（村田 豊君） それでは総務衛生委員会の審査結果の報告をいたします。

本日の会議において本委員会に付託をされました条例の制定及び一部改正にかかわる議案5議案及び予算にかかわる議案2議案の計7議案につきまして、本日、委員会を開催して内容を慎重に審査いたしました。

議案第1号 伊南行政組合行政不服審査会条例につきましては、出されました質問は、「案件が出なければ審査会は設置をしないのか。」という質問に対して「案件が出たときに、その年に審査会を設置する。」という回答がありました。全員の賛成によって本案を可決すべきものと決しましたので報告をいたします。

続きまして、議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、特に質疑、討論なく、全員賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告をいたします。

次に、議案第3号 伊南行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、質問として「伊南行政についてはプロパ職員や臨時の人もいるけれども、どのようになっていくのか。」という質問に対しまして「今回の改正はすべての職員が対象になってくる。」という回答がありました。また、「退職管理の適正の確保の措置につきましては、新たに条例をつくる必要もあるけれども、構成市町村で調整をしながら、できるだけ早い時期に条例が定められるよう進めていく。」という答弁がありました。全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告をいたします。

続きまして、議案第4号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につかま

ては、「フレックスタイム制の見送りになった理由については、どういった内容か。」という質問がありました。

「制度として取り入れるのは主に病院職員が対象となってくるわけですがけれども、もう少し検討が必要な部分もあるので、検討をしながら進めていきたい。」という回答がありました。全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告をいたします。

次に、議案第5号 伊南行政組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、質疑、討論なく、全員賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告をいたします。

続きまして、議案第6号 平成27年度伊南行政組合一般会計補正予算（第3号）につきましては、特に質疑、討論なく、全員賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

以上、総務衛生委員会の審査結果の報告といたします。

○病院厚生委員長（菅沼 孝夫君） それでは病院厚生委員会の審査結果の報告をいたします。

本日の会議において本委員会に付託されました議案第7号 平成27年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第2号）につきましては、本日、委員会を開き、内容を慎重に審査した結果、「パートの医療技術者の減少が大きいことは次年度以降に影響はないのか。」との質問に対し「パート医師は整形外科が中信松本病院からの派遣がなくなり、信州大学のみとなったことと、看護師はパートから正規採用となった者が含まれ、技師等は退職補充をするため影響がない。」との答弁がございました。「退職者が多く、職員の出入りが多いのも問題ではないか。」との質問に「家族の転勤等による退職や出身地へ帰るための退職等がある程度は仕方がないと考えている。」との答弁がございました。採決の結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

以上、病院厚生委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（松下 寿雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松下 寿雄君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松下 寿雄君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案の採決を行います。

まず、議案第1号 伊南行政組合行政不服審査会条例について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(松下 寿雄君) 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(松下 寿雄君) 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号 伊南行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(松下 寿雄君) 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(松下 寿雄君) 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号 伊南行政組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(松下 寿雄君) 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号 平成27年度伊南行政組合一般会計補正予算(第3号)について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(松下 寿雄君) 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第7号 平成27年度伊南行政組合病院事業会計補正予算(第2号)について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(松下 寿雄君) 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

続きまして、

議案第8号 平成28年度伊南行政組合一般会計予算

議案第9号 平成28年度伊南行政組合病院事業会計予算

以上2議案を一括議題といたします。

本案は、本日の会議において総務衛生委員会及び病院厚生委員会に付託してあります。

それぞれの委員長から審査結果の報告を求めます。

○総務衛生委員長（村田 豊君） それでは、本日の会議において総務衛生委員会に付託をされました議案第8号 平成28年度伊南行政組合一般会計予算にかかわります本委員会での審査結果の報告をいたします。

本委員会を開催し、内容を慎重に審査いたしました結果、議案第8号 平成28年度伊南行政組合一般会計予算につきましては5つの質問と1つの要望が出ました。

1点目では、「衛生センターの今後について28年度中に結論が出るようになりますか。」という質問に対して「方向性としては下水道へそれぞれの市町村でつないで接続していくということが経費的にも安くなるのではないかと」と、「ただ、下水道法に沿った基準内でないと放流できないということになると、新たな施設等の建設もしなければならないというようなことになってくるので、それだけの費用がかかってくるということになれば、大きくは差が出ないのではないかと」というような回答がありました。具体的には、「再度、早い時期に内容を詰めながら、28年度、早い時期で結論が出るような方向で検討をし、進めていきたい。」という回答がありました。要望としては「行政組合の事務の関係になるので、これらも含めて検討をして進めていっていただきたい。」という要望がありました。

2点目の質問としては、「公害監視委員について内容を聞きたい。」という質問があったわけですが、具体的には「年2回の報告会を持って14名の委員の皆さんで具体的な検討がされている。」という回答がありました。

それから、3点目としては、「医師確保の具体的な内容についてお聞きしたい。」と、2名が、28年度、増員されるということであるわけですが、「細かい点は病院厚生委員会のほうでないとわからないけれども、現在、聞いている中では、小児科1名、内科1名が予定をされている。」という回答がありました。

4点目として、「火葬場の2部屋へ備品整備がされるわけですが、具体的にすべての椅子、机等が更新され、新しくなるのか。」という質問に対しては、「すべて新しくなってきます。」という回答がありました。

それから、もう1点は、「火葬場で葬儀がされるというような対応の話は聞くけど、伊南としては対応ができるのか。」という質問があったわけですが、「そういったことは検討していないけど、今後、要望が多くなれば検討していきたいけれども、現実的には非常に難しいのではないかと。」という回答がありました。

全員賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告をいたします。

○病院厚生委員長（菅沼 孝夫君） 病院厚生委員会審査結果報告。

それでは病院厚生委員会の審査結果の報告をいたします。

本日の会議において本委員会に付託されました議案第9号 平成28年度伊南行政組合病院事業会計予算につきましては、本日、委員会を開き、内容を慎重に審査を行いました。

多岐にわたる質問も出たわけですが、2点ほど触れさせていただきたいと思います。

まず、「特別損失処理が30年度で終わるので、その後は経営的に楽になるか。」との質問に対し「楽にはなるが、28年度で特別繰り入れが終わるので、29・30年度が苦しい。」との答弁がありました。

また、外来診療収入の見込みについての質問に「今年度の伸びから予想を立てたが、医師が増えることもあり、大丈夫と考えている。」との答弁がありました。

採決の結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

以上、病院厚生委員会の審査結果の報告といたします。

○議 長（松下 寿雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案の採決を行います。

議案第8号 平成28年度伊南行政組合一般会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第9号 平成28年度伊南行政組合病院事業会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

ここで組合長よりあいさつをお願いいたします。

○組 合 長（杉本 幸治君） 平成28年第1回伊南行政組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言、御礼を申し上げます。

今定例会に提案をさせていただきました議案のすべてについて、慎重なる御審議の上、いずれも原案どおり御決定を賜りましたことに対し心から感謝を申し上げる次第でございます。

消防事務や廃棄物処理事務などが上伊那に広域化をされる中で、伊南行政組合の共同処理事務も減少をしてみりましたが、また一方では、本日の一般質問での御意見、御提案もいただきましたように、伊南地域がよ

り連携を深め、相互に協力をしていく新たな事業も見えてまいりましたので、その具体化のための研究、検討を進めてまいりたいと思います。昭和伊南総合病院につきましては、平成26年度より第2次経営計画がスタートをし、前期5カ年では病院機能と経営の健全化の強化を、後期5カ年では新病院建設に向けた長期プランとして、これに沿って取り組んでいるところであります。

平成27年度の病院収支状況は、現在までのところ黒字を見込める状況となっております。

常勤医師については、徐々にではありますが増加をしているものの、まだまだ医師不足の状況にあります。夜勤のできる看護師や薬剤師など医療スタッフの確保にも苦慮をしている状況にありますが、病院の診療機能は勤務する医師によって決まることから、医師招聘には今後も最善を尽くしてまいり所存でございます。

また、昨年9月より開設準備を進めてまいりました地域包括ケア病棟が本年3月に運用開始の運びとなりました。そして、これに先立ち、医療介護連携室の開設、退院支援部門を同病院棟へ集約させるなど、在宅医療への対応の充実を図ったところです。病院では、救急医療を含む急性期医療を中心に、回復期機能をさらに充実をさせ、在宅医療との連携強化を進め、地域完結型医療を目指してまいります。将来に向けて地域の皆様に必要とされる、信頼される病院であるとともに、経営の健全化に向かってさらなる努力をしてまいります。

さて、宮田村議会議員の任期満了に伴い3月27日に選挙が行われる予定と伺っております。

今日まで伊南行政組合議会の議員として伊南地域発展のため御尽力を賜りましたことに心より御礼を申し上げますとともに、立候補を決意をされている議員の皆様には、引き続き議場でお会いできますよう心から御祈念を申し上げます。

また、伊南行政組合議会議員を退任をされました後も伊南地域進展のためさらなる御指導を賜りますとともに、御健勝でますます御活躍されますことを御期待を申し上げる次第でございます。

終わりに、各市町村とも3月定例議会が間近に迫っております。議員各位におかれましては、御自愛をいただき、御健勝で御活躍されますよう御祈念を申し上げ、閉会に当たってのあいさつといたします。

大変お疲れさまでした。

ありがとうございました。

○議 長(松下 寿雄君) これをもって平成28年第1回伊南行政組合議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

○次 長(唐澤 彰君) 御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼)

午後4時48分 閉会

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

平成28年2月19日

伊南行政組合議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員